

第4回京都市歴史的景観の保全に関する検討会議事録

- 1 日 時 平成26年12月2日(火) 午後2時30分から午後5時まで
- 2 場 所 アパホテル<京都駅前> 地下1階 るり・こはくの間
- 3 出席者 委 員：板谷直子委員，大庭哲治委員，小浦久子委員，清水重敦委員，
深町加津枝委員，松山大耕委員，宗田好史委員，門内輝行委員
※ 松山委員 4時10分退室，宗田委員 3時25分入室

事務局：西澤建築技術担当局長兼景観創生監，松田都市景観部長，
山本景観政策課長，小嶋景観政策課担当課長，奥村風致保全課長，
門川企画係長
- 4 次 第
開 会
議 題
 - (1) これまでの主な論点整理
【資料1】 これまでの主な論点整理 (第1回～第3回検討会)
 - (2) 市街地に囲まれた歴史的資産とその周辺の調査
【資料2-1】 市街地に囲まれた歴史的資産とその周辺一覧
【資料2-2】 市街地に囲まれた歴史的資産の位置と規制の分類
【資料3-1】 歴史遺産型美観地区を含むエリアの事例
(西本願寺とその周辺)
【資料3-2】 歴史遺産型美観地区を含むエリアの事例
(伏見南浜界わい景観整備地区)
【資料4】 島状風致を含むエリアの事例
【資料5-1】 その他のエリアの事例 (壬生寺とその周辺)
【資料5-2】 その他のエリアの事例 (本法寺とその周辺)
 - (3) 市街地に囲まれた歴史的資産とその周辺での課題や対応策について
 - (4) 景観重要建造物等の指定候補調査
【資料6-1】 景観重要建造物の指定候補の事例
【資料6-2】 滅失した指定候補の事例
 - (5) 景観重要建造物等への指定に関する課題や対応策について
 - (6) その他閉 会
- 5 配布資料
 - ・次第，委員名簿，配席図
 - ・資料
- 6 公開情報 傍聴者3名

(1) 開会

- ア 委員会の公開について報告
- イ 委員の出席状況について報告

- (2) 議題
- 1) これまでの主な論点整理
 - 2) 市街地に囲まれた歴史的資産とその周辺の調査
 - 3) 市街地に囲まれた歴史的資産とその周辺での課題や対応策について

ア 配布資料「1. これまでの主な論点整理」, 「2-1. 市街地に囲まれた歴史的資産とその周辺一覧」, 「2-2. 市街地に囲まれた歴史的資産の位置と規制の分類」, 「3-1. 歴史遺産型美観地区を含むエリアの事例（西本願寺とその周辺）」, 「3-2. 歴史遺産型美観地区を含むエリアの事例（伏見南浜界わい景観整備地区）」, 参考資料「1. 『界わい景観整備地区』の概要」の内容について説明（京都市）

(補足)

・【資料2-1】について

「島状風致地区」：風致地区は主に京都の三方の山，山麓部を中心に昭和5年から指定をしています。しかし，市街地景観整備条例ができる昭和47年以前は，エリア指定による景観規制が風致地区しかなかったため，市街地の中にも戦前から島のように風致地区を指定しているエリアがあります。こうしたエリアを「島状風致地区」と表現しています。

・【資料3-1】について

9 ページは，西本願寺エリアの地形図の変遷です。明治，昭和の地図と，航空写真は，昭和21年，昭和46年のものを撮っています。明治23年の地図では，堀川通が今ほど大きな通りではないですが，昭和27年の修正地図をみると，戦時中，建物疎開がされて，その後，堀川通が整備されてきたことが分かります。航空写真でも，昭和21年のときは，建物はなくなっており道路としても整備されていないような状況でしたが，昭和46年には堀川通が整備されていて，現在に至ります。

イ 案件について下記のとおり質疑応答及び討論

○座長：今回のテーマは「市街地に囲まれた歴史的資産とその周辺」が議題です。市街地に囲まれた歴史的資産とその周辺での課題，および対応策について議論していきたいと思っておりますが，何かご意見・ご質問等はございますか。

○委員：今日、まちを歩いて、西本願寺とその周辺には今も非常にいいものが残っていると実感しました。正面通や花屋町通だけではなくて、重要界わい景観整備地域ではない部分にも非常にいいものがあることが分かりました。そして、市街地では建物が連坦しているのが前提になると思います。しかし、そうではない、例えば駐車場などで抜けているところがあり、そういうものが目立ってくるのが分かりました。

先日、国際会議でフィレンツェに行く機会がありました。ご存じのとおり、フィレンツェはローマ時代からの市街地が残っていて、世界大戦のころまで発展してそこで止まった場所で、連坦する建物がある非常に美しいまちです。そういうところでは車はどうなっているのかが疑問だと思いますが、駅の間近など便利なところは、旧市街地の中でも裏通りに行くと、表は連坦する建物が残っているが1階から壁の中に駐車場があるものが結構あります。そうしたことにより、建物の連坦はそのまま確保されて、駐車場もまちの中に埋め込まれていることが分かりました。

今、例えば「門や塀を建物に面して、道路に面して残しましょう」という規制がありますが、それだけではなくて、より積極的に建物のファサードだけでも残していく、あるいは新たに作るということがありうるのかもしれないと思いました。

もう1点は、現在、何を残すかという観点で景観重要建造物の候補が印付けされていますが、残すだけではなくて、新しいものでもいいものはありますから、そういうものもチェックしていった方がいいのではないかと思います。イタリアのまちは、残していくべき建物に、1軒、1軒に、「色」が付けられています。残すべきもの、部分的に改修するべきもの、あるいは、建て替えるときに建て直さなければいけないということが地図にはっきり分かるように色づけされています。そこまでできるかどうかは、日本の場合は疑問ですが、そのような、1軒、1軒に対する評価も、みんなが共有できるような形で示すことも、景観に対する意識を統一する意味でも、可能性としてあるのではないかと思います。

○委員：私も、西本願寺周辺を歩かせていただきました。重要界わい景観整備地域は、素人から見ても非常に古い町並みが残っていて、いいなと思いました。ただ、堀川通と比べて、せっかく重要な建築物がそろっている地域であるのに、電線が非常に目に付いたという印象を受けました。建物を残すだけではなくて、景観を整備する地域ということですので、総合的に考えていく必要があるという印象を持ちました。

それから、市街地の中での歴史的景観を守っていくことを考える上で、市街地だと、住宅、商業、行政などさまざまな機能がまちの中に備わっています。そう

いう観点から、駐車場をはじめとする非建築的な土地利用をしっかりと把握しておかないと、そこに新たにマンションが建つかもされないし、駐車場が固定化されるかもしれません。さまざまな、ある種リスクのようなものもあると思いますので、しっかり管理・コントロールをしていく必要があるという印象を持ちました。

○座 長：私は、龍谷ミュージアムの設計者の案内で、初めて西本願寺周辺の界わいに来ました。正面通と本願寺の伝道院の辺りを歩いて、そのときは歴史的知識なしに見たのですが、とてもいい通りだと思いました。意外とこの辺りは知られていないのではないかと思います。それから、旧花屋町通ですが、今日、初めて歩きましたが、ここもとても良くて、本願寺があり、本願寺に関わるお仕事があるため、経済的な基盤もあって、建物のづくりも立派なものできていて、さらに、その影響を受けて、幾つかの建物が工夫をしようという動きもあります。とてもいいものと、その次の段階で点的に散らばっているものを、線をつないでいくことがとても大事です。結局、市街地に点的に、離散的に散在しています。これをどういうふうにつないでいくのかが、結構大事なポイントです。そういう意味では、龍谷ミュージアムは、表の通りと裏の通りを路地で抜いてつないでいます。ああいう経路をうまくつくる、あるいは緑をうまく入れるなど、せっかくあるものを、もう少しつなぐ工夫をしていく必要があると非常に感じました。おそらく、これは「歴史まちづくり法」の問題と、大変深く関わっているのではないかという印象を持ちました。

○委 員：私は、ここをよく歩きます。素晴らしい建物が並んでいますが、何かぴりっとしない感じをいつも感じています。何故なのかが、なかなか分からなかったのですが、今日、歩いて感じたのは、看板のデザインが古く、とてもいいものが残っています。これは、まさに、この地域の生業を非常によく示すものであると感じました。この地域は、住んでいらっしゃる方も、これまでのまちづくりでの生業をどのように景観として見せていくかということ、かなり意識されていると思います。おそらく、そういう方向性での景観の整備というものがあるのと感じました。この地域では、まずは看板と、1階部分のお店のデザインなど、そういうことだろうと思いました。

正面通に入ってすぐのところ、新しい看板で、大変凝ったデザインのものがあったと思います。ああいうものが増えていくといいのかなと思いましたが、それ以外のお店の看板とは随分デザインが違って、もしかすると、統一デザインはよくないと思いますけれども、あの地域でかつてあった看板のデザインもあるのかなと強く感じました。

○座 長：伏見区南浜界わいの方も含めていかがでしょうか。それ以外の一般論でも結構です。

○委 員：西本願寺周辺の堀川通を、私は車でよく走ります。走っていると、いろいろな歴史的景観がたくさんあり、急に曲がる道があったりと、広いけれども走りにくいなと思っています。堀川通はスケールがとても大きいので、少し入るとこういうヒューマンスケールの町並みが残っていることを全然感じないようなところであり、全く異質な空間が隣り合わせにあるような感じがします。そういった全然違うものと分けている方がいいのか。あるいは、広い車線があるところと生活的な部分がつながるような動線や景観の計画で工夫ができるかというと思っているので、その辺の見解を教えてください。

それから、景観規制の変遷を見ると、時代の中でかなりきめ細かく、時代の要請に応じながら変わってきたと思います。一番新しい景観規制の凡例を見ると大変複雑で、実質は機能する形で決められていると思いますが、逆に、初めて見た人とかは分かりにくいでしょうし、これだけ細かくすることがどういう意義を持っているのか。その辺を振り返ってみて、どういうところで細かく見ていくことの効果があったのかをもう少しご説明していただくと、この意味が分かると思います。その2点についてお願いします。

○座 長：ありがとうございます。今、関連して何かあればお願いします。

○委 員：海外に行くと、特にヨーロッパなんかは真ん中に教会や、イスラム教のモスクがあるなど、歴史的なものが真ん中であって、それをうまく借景で生かしているところがたくさんあると思います。京都でいいなと思うのは、六角堂がありますが、その横にスターバックがあって、ガラスで透明になっているので見えるようになっています。それを格好いいなと思うから、そこのスターバックに行きたいなと思います。逆に、六角堂さんからしてみても、烏丸通からお寺が見えるから皆さんにちゃんと認識していただける。上手にミックスされていると思います。そういうおしゃれな使い方が、もっとあってもいいのではないかと思います。だから、古いものを残すのも、もちろん大事ですけども、そういったお互いにとっていい、せつかくだったら生かしていくデザインを随所に、もう少し増やしていくといいのではないかと思います。

○座 長：要するに、歴史的なものを引き立てるようなデザインのあり方もあっていいのではないかという、貴重なご意見をありがとうございました。

○委 員：私も歩いていないので、記憶だけですが、資料を見ると、いみじくも歴史的資

産が島状というか点状にあって、その周りが市街地になっています。まちから本願寺を見るというイメージで言うと、例えば大屋根がどこから見えるか。でも、気配みたいなのがあるかもしれない。いずれにしても、市街地の中に点としてある資産を、どういう価値付けをするのかというときに、景観という観点からは、何が見えるかや、どういう関係にあるのかということと、関連するような建物、関連するような用途の広がりがどうなっているのかといったもう少し広がりのある見方があってもいいと思います。

さらに、西本願寺さんの周りの状況も東西南北で微妙に違うことや、本願寺さんの正面性や見え方など、もう少し市街地とお寺との関係性が分かるような説明が欲しいです。

また、おそらく、西本願寺の周辺は、町割りがある程度残っているところで、当初の地割りが根強く残っている。旧花屋町通りはその上に戦後の道が入っているため、本来の街区の道が「旧」になっているのですよね。違うものが入ってきたことにより、少しずつ規模が変わっています。周辺の変化をどういうふうにかえるかという説明も、少し欲しいなと思っています。最近の認定物件もどのようなものなのかと思い、探したのですが全然ありません。どんな変化が起こっているのかが、説明されていない。本来、こういう市街地の中のものは、いい変化を呼び起こすということも含めて、どこまで守って、どこまで変えるかを含めた論点もあるような気がします。以上、3点が気になったところです。

○座長：ありがとうございました。今、端的に指摘がありましたように、まちなかだと視点場もたくさんあり、内と外の関係など様々な関係性が大変多く発生するため、逆に言えばあらがいの発生する可能性があります。関係性のデザインについての視点が、今までよりもっと必要なのではないかと思います。市街地だと、そのあたりを入れていかなければいけないです。

今日も、西本願寺周辺を歩いてみると、法衣店が多く残っていますが、見えないけれども、機能的な連環で位牌店や法衣店などいろいろな店があります。日本の場合には、高い建物が建たなくて水平に広がるため、隙間から見える見え方や、あるいは、見えていなくても法衣店や位牌店のように意味的なつながりにつながるなど、いろいろな意味でのつながりのデザインの問題を、調査結果に明快に書いておかないと、そのつながりが切れるのではないかという気がしています。大変重要なお指摘を頂きました。

ここで事務局から、今までの意見などに対して答えていただければと思います。

○京都市：十分に補足できるかどうか分かりませんが、まず、資料2-2において、本願寺・東寺とその周辺の市街地が、どれぐらいの時期にできたのかを抑えておきたいと思います。資料2-2の37番が西本願寺ですが、これは、秀吉の時代に、秀吉がこ

の地を寺の土地として与えて、大阪の天満からこちらに移ってきたというふうに記録されています。そのときに、単にお寺だけが来たのではなく、ご商売されていた方や、周辺に住んで寺の関係をすることをされていた方が同時に移られて来て、門前町が一気に形成されたと書かれています。昭和47年にこの辺りに敷いた美観地区は、そのころできた市街地ということで形取ったと思われます。

さらに、資料2-2の地図上で、西本願寺の左手にピンク色のエリアがありますが、これは江戸期に花街である島原が田んぼの中にでき、そこで市街化が進んだところ。この西本願寺から西の方に伸びていく道路の界わいに市街化が進んで、花街につながっていった。それ以外は田んぼであったと記録されています。

それから、東本願寺は、本願寺の12代目が2つの派に分かれ、1600年に家康からこの土地をもらってできました。西本願寺から100年ほど遅れてできています。この2つができて、この間がつながっていているという市街化の歴史があると思います。

そういうような場所で、昭和47年の美観地区の効果が一番表れているなど思っているのが堀川通の景観です。資料3-1の5ページの写真22を見ていただきますと、これは見方を変えると、ヨーロッパのロマンチック街道の重層な建物が並んでいるように見えなくもないです。要は、昭和47年のころから、美観地区の高さを超える場合には美観風致審議会に諮って、デザインを整えていきなさいなどのことが敷かれてきています。京都駅にも近いこともあって、土地利用の旺盛な場所であることもありますが、デザイン的には高さも含めて施されてきた。その結果が、こういう姿になってきているのであろうと、私は思っています。

その裏側の、正面通に仏具店等が並ぶところは、まさに「田の字」地区の中のような姿で、門前の特徴が出ているところです。大きな通と内側が融合するような形がいいのか、それとも少し切れたような形がいいのかといったことは、またご議論いただけたらと思います。ここでできてきていることは、「田の字」の職住共存地区とよく似た切り分け方がされながら、それぞれの関係を保ってこうと高さを最高15メートルまでとしており、もう少しまろやかなつながり方にならと思っています。

○座長：いろいろあるでしょうけれども、資料3-1の12ページに景観形成の方針が、歴史的な経緯も含めて書き込まれています。ただ、資料のつくり方として、せっかく写真を撮って図に落としているのですが、それと景観形成の方針とを重ね合わせたときにこの写真の中のいいところと問題のあるところがどういうふうに関連しているのかを、少し丁寧に読み込んだ形で書き込まないと、資料が並んでいるだけになってしまい、もったいないと思います。調査された側は押さえられていると思いますが、それが伝わる形にならないと駄目ではないか。方針に書かれているし、今の説明で歴史もよく分かったのですが、それを調査結果の中に落とし

込む必要があると思いました。

時間がだいぶ押していますので、この話題はそのぐらいにさせていただきます。

ウ 配布資料「4. 島状風致を含むエリアの事例」の内容について説明（京都市）

（補足）

・【資料4】12ページについて

城南宮は城南宮の敷地だけ、安楽寺院は周りの市街地も含めて風致地区が指定されていますが、その周りは、現在、景観規制を実施していません。これは、この辺りはらくなん進都という南部高度集積地区で、これからの京都のものづくりや産業の立地を進める地域としてまちづくりの方針が定まっから、その方針に沿って景観規制を指定していこうとしている地域であるためです。

エ 案件について下記のとおり質疑応答及び討論

○座 長：それでは、島状風致地区を含むエリアについて、今後の課題とか対応策について何かご意見・ご質問はございますか。

○委 員：15、16年前に、私の研究室の卒論生が半島状と島状の風致地区の緑被率を1メートルメッシュか50センチメッシュで細かく取り、分析していきました。そうすると、そこに容積率がどうかかっているかや隣接地の問題がどうなっているか。今ご覧になった島状風致地区は、第一種低層住居専用地域が囲んでいて、風致地区自体も第一種低層住居専用地域になっていけば、緑被率は風致地区の基準で定めているよりもはるかに高く出ます。さらに半島状と島状を比べたら、島状の方が緑被率が低い結果になっているのも一目瞭然なのです。やはり、効いてくるのは、隣接地域の用途地域と、2007年以降の新しい景観規制がどう関わっているかということはまだ検討していませんが、当時の調査では景観規制が関わってくることもあります。隣接地域に近隣商業や商業地域があるところでは高度地区も緩いですし、そこにマンションが建つと、せっかく風致地区でありながら、その周辺にマンションが見えてしまい眺望が崩れることが往々にして起こります。つまり、特に島状風致地区の場合は、その周辺の用地地域との関連で、どういう問題が起こってくるかを克明に見ていく必要があります。場合によっては、風致地区自体の容積率・建ぺい率を点検することです。その周辺地域で、せっかく風致地区をかけても効果が出現しにくいような状況があります。中には、風致地区の基準を調べた結果、何カ所かで下回っているところがありました。個別にはきちんと指導されていると思いますが、どうしても細分化された敷地が多く集まってく

るところでは、全体で見ると、どうしても、というところがある。また、塔頭が多いお寺だと、池やお庭で開けたところがあり、そこは緑地に数えるのですが、中途半端に駐車場的な使い方をされているものもあります。そうすると、ぎりぎりの緑被率、あるいは下回る数字が出たりすることもありました。これは、実際に点検して、どういう効果が出ているかを見ていないといけません。島状と半島状、それから他の都市計画、用途地域、容積等の規制、それから最低敷地水準などがどういう効果を出しているかを見ないといけません。確かに古い制度ではありますが、効果がだいぶ薄れている場所のあることが明らかになります。ただ、周辺に近隣商業が残っていたら、景観は守られていないです。

○座 長：この島状になっているところは、重要な緑化をしている地域なので、それが、ある種の開発から免れてきたのは、まさにお寺とか神社があるからです。具体的な対象地域に入っている妙心寺さんのご意見を。

○委 員：妙心寺も真横に一般の住宅があり、周りの方にとってみればお寺の価値は 2 つあります。1つは、寺の横にアパートがあり、そこからは寺のお庭が見えます。逆に、寺からはそのアパートが見えます。もともと高さの違いがあるので仕方ないことですが、アパートにとってみれば、横はお寺で、しかも庭園が広がっているので明らかに価値が上がっています。ある種のフリーライドです。ただ、寺からしてみれば、「どうぞ、ご自由にご覧ください」ですが、同時に「こちらから見て、おかしくないような色にしてください」、「そういう配慮をお願いします」、と言える、お互いにいい関係を築いていかなければいけません。

一方で、寺にはお墓があり、明らかに一般の方からすると価値が下がります。価値が下がると、「お墓が見えるのは嫌だから、なんとかしてくれ」と言われて、「いや、うち、650 年前からあるんですけど」と思いつつ、木を植えるわけです。木を植えると、常緑樹でも 5 月ぐらいに葉っぱが落ちてくるので、そうすると「掃除をしろ」と。だから、悪いこともお互いにシェアしよう、いいこともお互いにシェアしようという関係を築いていかないと、いいところ取りだけでは難しいものです。そういう認識を、周りの方とのご協力を得ながらつくらないと、なかなか難しいのではないかと。特に島状風致地区というところは、周りが一般のご家庭に囲まれているところなので、いいふうにも、悪いふうにも取られます。要は、新しく来た人は事情を全く分からないので、上手に関係を築いていくような形にしていかないと、これから難しいのではないかと。

もう 1 つは、今、高さ規制とか、色の問題などを議論されていますが、業態の規制はできるのですか。例えば「マージャン屋をつくっては、いけません」など。

○京都市：商業地域、近隣商業地域や住居地域など、12 種類の用途地域で、それぞれの特

性に応じて規制をしているので、その中でパチンコ屋ができたり、できなかつたり、飲食店ができたり、できなかつたりという規制があります。妙心寺の周辺では、周りが住宅地ですが、商店街のところは近隣商業地域に指定されていたのではないかと思います。

○委員：要は、お寺やその周りの景観保全も、もちろん重要だと思いますが、人がどうという動線で来るのかも非常に大事です。駅からお寺に行くまでの間で、そのお寺の周りはいいかもしれないけれども、駅前に騒がしいものがあれば、周りがいくら静かであっても、なにか違和感があるという印象を受ける人がたくさんいらっしゃると思います。だから、なかなか難しいかもしれませんが、人の動線を考えた上で規制をかけたり、協力を仰いでいくという姿勢が必要なのではないかと思います。

○委員：八坂の四条通の商店街は、地区計画をつくり、すがすがしき参道やすがすがしき信仰の道などを目標に、祇園の四条通の表側では風俗営業をやめることをして、併せて看板も自主的に規制されました。八坂神社さんのご指導がよくて、商店街の方たちが率先して地区計画をおつくりになったという経緯があります。

○座長：用途地域に上乘せで規制するために、地区計画を掛けるという話です。そのためにも、周りの人たちとの関係性をきちんと築いていくことが重要です。そのためにもコミュニケーションができるような仕掛けが大事だと思います。
ほかに、この問題について、御意見がございましたらどうぞ。

○委員：風致地区は、基本的に、緑を守ろうという意図がありますね。京都の場合は、特に、山裾の市街地と一体となったような、緑を守ろうという意図があります。そういう意味で、島状風致地区は指定した時に、対象のお寺・神社、周辺の既存の緑は守るというのがベースにあります。だから、それが変化するときの緑量を一定維持するのが大きな目標だと思います。それと周辺の市街地との落差を一応チェックする。落差がないのがいいとは言いません。というのは、市街地の中にあるお寺でも、近代化以前からまちなかにあったお寺と、近代化以前は田んぼの中にあったお寺と、出自もいろいろだと思いますし、周辺の変化の度合いもおそらく違うので、今からの評価にしてもいいと思います。こんなになってしまったといってしまうのがないので、現断面からかつての状況も踏まえて、どういう緑にしたらいいかを、深町委員にお聞きしながら、どういうふうにもうまく守ったらいいかと、前向きに考えたらいいのではないかと思います。神社・お寺が守ってきた緑をうまく市街地につないでいくために、周りはどうしたらいいのかという発想で進めていく。それが一つです。

もう一つは、市街地の話です。駅からの観光客や訪れる方にとっての周辺の話は、おそらくまちづくり系の話で、この2つをどう組み合わせていくかというところかなと思っています。風致の議論をするのであれば、一定守られてきた緑をどう周りにつないでいくのかという視点があってもいいのではないかと思います。

○委員：まさに、そのことが大事だと思います。私の分野の景観生態学で言いますと、島状に残っている緑がいかに大事かということと、島状になることで、どんどん、本来持っている緑の機能が逆に低下する問題があります。例えば、下鴨神社では、鴨川が氾濫したときの植生が残っています。平野神社は人がつくり上げてきたサクラの景観であり、規制のぎりぎりのラインで周りに大きなマンションが建ってしまうと、本来、守るべき風致や緑の質が変わってしまうため、その辺を考えながらゾーニングをすることが大事です。緑のネットワークの広がりが大きくなる時に、ネットワークを考える上で、風致だけではなくて、生き物や環境の面でも豊かな京都になっていくと思いますので、その辺を一緒に考えていただけるといいなと思います。

○座長：エコロジーの視点を入れて、単に家だけの問題ではなく、エコロジカルネットワークなどを含むまちづくり系の話ですね。

○委員：京都の場合、NPO社叢学会というのを上田正昭先生がおつくりになっており、もちろん、エコロジーの緑も大事ですが、社寺の緑は少し意味が違います。世界遺産の本体やバッファゾーンにも関わりますが、神社としての緑の豊かさはあるでしょう。あるいはお寺にしても、山号、院号、寺号とあって、山があって、庭があって、院があってということからすると、妙心寺が緑地を持っているのは深い意味があります。当然、バッファゾーンは一定の配慮をしていただくが、あまり格差があることは望ましくありません。市街地だと仕方ないのかもしれませんが、歴史遺産型美観地区という方法もあるのですが、京都らしい、普通の緑地とは違う配慮が求められる取り組みを、以前、社叢学会ではされていたことも申し上げます。

○委員：先ほど言ったつなぎ方というのは、そういう意味と、将来的な、環境的な意味を合わせた意味で言ったつもりで、別に環境だけを言っているつもりはありません。それぞれの持っている意味があるから守られてきたところがあるわけで、それを周辺にうまくつないでいくときに、説明していかないといけないと思います。お隣に新しく来た人にはつながりを知らない方が多いですね。そういうところが、まちづくり系の話とつながる部分だと思います。2つの意味があるということをご指摘しました。

○委員：今のように、環境とか文化を分けてはいけません。社叢が違っても、エコロジカルではないではなくて、一緒にすることが一番大事だと思います。

○座長：これは、とてもたくさん話題がありますが、もっと、この議題を深めたいという気もします。自然と文化などいろいろなものが、多層的に存在しており、それらが分解したら価値が失われてしまいます。島状風致地区の問題も大変大きな問題もあると思いますが、ここで休憩を取りたいと思います。

—休憩—

オ 配布資料「5-1. その他のエリアの事例（壬生寺とその周辺）」、「5-2. その他のエリアの事例（本法寺とその周辺）」の内容について説明（京都市）

（補足）

・【資料5-1】について

壬生寺は歴史のあるお寺であり、近くには新撰組が活動していたという八木家住宅があり、観光地になっています。しかし、このあたり一帯は、景観規制としては、特別な規制はしておりません。11ページを見ると、平成8年まで巨大工作物規制区域、平成8年から19年までは第2種建造物修景地区という形で、特別な景観規制はしていません。どちらかというと、市街地西部の工業地域、準工業地域の規制をしていたところですが、3ページの左側には用途地域の地図を載せており、紫色は準工業地域、その東側のピンク色は商業地域ですが、壬生寺の周りは準工業地域です。

カ 案件について下記のとおり質疑応答及び討論

○座長：ここからは、今の報告はもちろんです。これまでの議論を踏まえての意見交換の時間としたいと思います。何かご意見、ご質問はございます。

○委員：資料5-2の7ページの図では、一部が眺望景観保全区域に入っていますがどの保全区域ですか。

○京都市：船岡山の眺望景観保全区域です。

○座長：その他、いかがでしょうか。

○委員：2回前の検討会で、二条城の事例をしたときに、江戸時代の絵図を出していただけないかと申し上げたのですが、なぜかスルーされているので、もう一度、言いたいです。今日は、景観の意味という話をされる方が非常に多く、そうすると、文章だけではなくて、絵図で見るといろいろ分かることが多いと思います。明治以降の変遷ももちろん大事ですが、これは形の問題が多いと思うので、その前に1つ付け加えた方がいいのではないかという気がします。

○座長：市の方、どうですか。

○京都市：古地図は、立命館大学等で整備している事例も調べてはいますが、まだ調査に反映できていません。今後、調べていきたいと思います。

○座長：江戸だと、陣内秀信さんが江戸時代のマップと現代のマップを重ねています。そういうものをぜひよろしくお願ひいたします。ほかにご意見はいかがでしょうか。

○委員：壬生寺と上京小川や西陣などは、2007年に景観政策を果敢にかけたところで、その効果がこれからどう出るかが非常に楽しみなところです。壬生寺に関して言うと、地蔵盆の無形文化遺産として京都市が登録する際、私も何回か行きましたが、とてもいい雰囲気が残っているところです。ここで、景観政策がじわじわと効いてきて、高さ規制が効いてきたら、とてもいいところになることが期待できます。壬生狂言もあります。離れたところにある神泉苑の狂言もそうです。それから、世界遺産に登録されている吉野修験がありますが、京都の修験のお寺の1つが壬生寺です。もちろん、聖護院も醍醐寺もですが。そういう中世仏教の意味からも大変に由緒のあるところです。そういう雰囲気からすると、景観政策の成果が浮かび上がってくる京都の新しい名所であり、京都らしい下町になることが期待できると思います。

それに比べると、本法寺周辺の裏千家・表千家のお揃いになっているところは、そのこともあって、界わい景観としては効果が非常に高くなっているところです。その背景となるのであれば、堀川通だけではなく周辺には、古い規制のときのマンションが見えていて、これらを、今後、どう仕上げていくかが課題です。堀川通の規制が非常に緩かったがために、堀川通を挟んで反対側にある妙蓮寺という日蓮宗のお寺は、25年ほど前に、そこに隣接して高層マンションが建つ際、住民運動が起こり、紛争となった経緯もあります。堀川通に果敢に高度地区をかけたことが、これからどう出るのか。これもシミュレーションをしてみると、堀川通と寺の対比で、どんな形で整備されてくるかが分かります。

写真で見ていると、もう少し厳しめのデザインガイドラインをかけてもいいのか

もしれないという気がします。景観デザインガイドラインを悪く言うつもりは全くないのですが、田の字地区の内側だと町家の数が少なすぎて、庇屋根というか瓦屋根を乗せた15メートルのマンションがずらっと並ぶ町並みになってしまいます。これに対して、ここにはまだ町家がたくさん残っているだけに、景観デザインガイドラインの良さがもっと発揮できる場所です。そういった意味では、京都らしい町並みは、その他の地域の中に起こってくる傾向が出てくるだろうと思います。

○座長：ありがとうございます。本法寺は、幹線道路沿道に近接する事例として取り上げられていますが、壬生寺は四条界限や田の字地区に隣接しています。要するに、近代化の力が幹線道路や大きな市街地に出てくるため、そこに近接する地域の寺院を取り上げたことが、この2つの事例の意図かと思います。

私の研究室で行った経路歩行実験で、同志社大学の辺りから建勲神社まで小川通を歩くという実験をすると、大きな通りでまちの様相が一変してしまいます。しかし、美観地区としては、本当は西の方も連続しているはずなのに、切れてしまうのです。こうした大きな通りの影響をどう考えるのか。一方で、小川通は、夏でもここを歩くとひやっとした雰囲気があり、歩きやすくてとてもいい通りです。こうした事例を見ますと、近代の力に対してどういう形で寺院の問題を考えていくべきかを検討する必要があると感じます。そのあたりで何か特徴的な問題はありますか。

○京都市：特徴的な問題と申しますか、壬生寺周辺だと壬生寺を含めて全域が20メートルの高さまで建てられるため、7階建てぐらいのマンションが、大きな敷地があればいつ建ってもおかしくありません。今、おっしゃったように、界わいとして雰囲気は残っているところもありますが、そういう危険性があります。また、本法寺周辺は、お寺も含めて堀川通の沿道型美観形成地区がかかっています。そうすると、基準としては、堀川通を正面にしてきちんとつくり込みなさいという基準で働いてしまいます。しかし、この場合は、お寺の境内や小川通から堀川通沿いの建物がよく見える可能性があります。もしくは、表千家・裏千家のところからも見える可能性があります。そうであるのであれば、堀川通側ではなくて、こちら側からも配慮してもらわなければならないかと事務局では考えています。今は、お寺の敷地を、堀川通から何メートルかを境に、沿道型とそれ以外という基準に分けていますが、事例として挙げさせていただきました。

○委員：それは、そうですね。当然、千家の眺望景観は、御所に次ぐくらい重要で、例えば今日庵・不審庵の中からマンションが見えれば、相当、言われるでしょうね。ここは、本法寺という言い方をしていますが、基本的には千家ということだ

しょうね。

○委員：私自身の頭の整理も含めて少し整理したいです。これまでしてきたものも含めて、第一は、京都市内にある歴史的資産に関わる景観をどういうふうにしていくかが大きなテーマです。そのときに、歴史的資産がどのような場所にあるのかと、どの規制の中にあるかで、今まで整理してきたという感じでよろしいですね。今日は、周辺が市街地で囲まれている場合の事例で、その他にも、これまで、世界遺産と山麓や山裾の話がありました。世界遺産の場合は、山麓もあるし市街地もあるということですね。景観規制で囲まれている場合も、島状風致もありますね。世界遺産というのは、歴史的資産の重要度の区分をしていますので、それとは別に立地条件による区分のようなことをしている。さらに、今日の事例では、市街地の中でも風致地区や歴史遺産型美観地区など景観規制がかかっているところと、何もかかっていないところという、市街地の中でも規制によって違いがあります。要は、そういうものを整理したマップが欲しいです。今、話しているうちに、みんな訳が分からなくなってしまいます。

例えば壬生寺の辺りは、かつて私が歩いた時には、その後、どうなったのか分からないのですが、大変、路地が多かったです。おそらく2項道路を指定して建て替えは可能です。また、おそらく、申請を出さずに建て替える場合もあって、路地が残っているところもあるかもしれません。それから、空地が出てくるなど、普通の市街地の動き方をしますが、道が狭いがために、大きなものが建つような市街地ではなかったという記憶があります。それが、先ほど、宗田委員がおっしゃったように、比較的、町家系の建物が残りやすい条件になっていると思います。

歴史的に言えば、もともと御土居の中できちんと街区を取っているところと、壬生寺のように御土居の中だけでも、もとは田んぼだったところで、どう見ても街区ができていないようなところがあります。また、本法寺の辺りのように、平安京の都城の街区の北側に、後の時期に延びてつくられた街区があります。おそらく、街区ができた時期によって、ベースの土地利用と、そこに建っている町家は基本的に違います。それが、周辺地の現在の変化を一定規定しているようにも見えるので、ベースの持っている力と、今の変化と、現在の市街地の状況と、資産との関係が立地条件としてあって、その上にこれまでの規制の経緯によって守られたり、変化したりしている条件があること、この2つを次までに整理していただませんか。

○座長：今、私たちは例示されたものを見せられているだけです。ほかにもまだいくつかそういうことがあると思います。一つは、先ほどの話のように、一般的な形でまちを変化させていく力と保存していく力の両方を見ていくことです。もう

一つは、世界遺産のような、特定の価値を持ったものに注目することです。一般的にはどういう傾向があるかを把握すると同時に、特異点として価値を持っているものを押さえることが必要であり、そのためにデータベースをつくっているのだと思います。私たちは、その中の代表例について、断片的にいろいろなコメントを述べているわけですね。今までのコメントも含めて、最初に論点報告をされています。このあたりを整理して、解析をしていく価値があるだけのデータが詰まっていると思います。

○委員：結構いい事例を出していただいているので、そういうことは気が付くと思います。そういう意味では、大変良かったのではないかと思います。今日、たくさん視点が幾つか出たと思います。

○委員：もう一つ、その視点で言うと、おそらく事務局の説明の中には含まれていたでしょうけれども、京都市の景観政策の歴史があり、戦前の風致地区から始まって山麓を守っていきました。その後、美観地区がかかりました。伝統的建造物保全地区で守るところづくり、それを広げて、幾つか展開したところもありますし、今日の寺之内のように全く新しく規制地域を広げたところもあります。その後、町家の調査が進み、町家に関心が集まった都心部があり、新景観政策の2007年以降に展開したところで、今まで、あまりその地区を重視しなかったのですが、本願寺周辺は京都コンソーシアムが町家調査を含めて寺内町のことを調査しています。つまり、農村型の地域や町家が集積するような地域など、京都の景観政策のエリアが広がってきた側面もあります。

もう一つ、用途地域で準工業地域が残っていたり、そもそも南部の新都心の計画がまだ残っていたりするなど、景観政策のエリアが広がるに従って、現行の都市計画マスタープランの用途地域とぶつかり合うところが幾つかあります。そこをどう解決するのかもこの検討会で議論をしないと、景観政策がどこまで突っ込んでいいのか、どこかであきらめるべきところがあるのか、私は攻める方なんです、という議論が1つの流れとしてあるのだらうと思います。

○座長：ありがとうございました。景観政策と土地計画の本質的なところへ議論が入っていますが、時間も押しているので、宿題をどんと投げて、また議論をしたいと思います。ここで「市街地に囲まれた歴史的資産とその周辺」での対応策についての議論を、一応、終えさせていただきます。

- (3) 議題 4) 景観重要建造物等の指定候補調査
5) 景観重要建造物等への指定に関する課題や対応策について

ア 配布資料「6. 景観重要建造物の候補について」について説明（京都市）

（補足）

・資料2 ページについて

京都市景観計画の中で、景観重要建造物の指定の方針を定めています。いろいろと書いていますが、現在、お寺・神社を積極的に指定できる方針にはなっていません。右側の「③ 景観重要建造物の指定の指標」の中で、二つ目の下線部に「外観の様式等に類似しない外観を有する建造物」とあります。今まで京都市が建造物ないしは地区指定の指針とした様式と類似しない外観を有する建造物については、地域の自然、歴史、文化などから見て、景観上の特色を有し、良好な景観の形成に重要であるかを個別に審査する形になっています。つまり、お寺・神社の場合、1個ずつ、個別に諮らないといけない状況になっており、今後、景観計画の景観重要建造物の指定の方針におけるお寺・神社についての記載の充実等も考える必要があるということで紹介しました。

・資料3 ページについて

資料に1つ誤りがあります。「1 近代建築物」の1番目の東京生命保険京都支社は、近代建築をそのまま活用されているもので、それを建て変わったものと間違えて掲載しています。これは滅失していません。

どうしても、建物の解体などは計画が動き出してから知る、もしくは、こういう調査で初めて滅失していることを知るなど、市役所としても情報を入手するのが後手に回っているなかで、事例として紹介しました。

イ 案件について下記のとおり質疑応答及び討論

○座 長：京都市で、景観重要建造物と景観重要樹木は幾つありますか。

○京都市：景観重要建造物は67です。樹木は、まだ指定した実績がありません。ただ、景観重要建造物は建物を指定する制度ですが、京都市の場合、敷地単位で指定していき、敷地の中のお庭や重要な植栽等があると、それも一緒に指定をする形を取っています。

○座 長：データを見ると、平成26年3月31日時点で、景観重要建造物は全国で334、そのうち67が京都市ということです。景観重要樹木は全国で502です。京都は、もっともっと指定できるものがあるはずなので、少しずつ増やしていこうという方針の一環でご報告いただきました。この景観重要建造物・樹木の指定候補について、これからの方針等について、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

○委員：景観法ができたころは、もう少し順調に、たくさん指定ができると考えたが、結局、事務手続きが大変でした。これは国土交通省にも一定の責任があります。そうは言うものの、景観上、樹木指定に関しては頑張っていただく必要はありません。1本もないというのは、望ましくありません。しかし、各行政区ごとに保存したい樹木（区民誇りの木）の選定をしています。京都市は、樹木の選定をしたのは全国的に早いです。30年ほど前から、こつこつ選定し、市民の取り組みもあるので、きちんと登録をしたリストもパンフレットもつくっています。それだけに、ほかの自治体と違い、急いで指定しようという気がないのかなという気がします。全く何もしてないわけではないですし、あんまり困ってもいないのだろうけれども、せっかくできた制度ですので登録した方がいいと思います。

○委員：おそらく、京都の場合はいろいろな制度があって、それぞれ目的が違って、それぞれ指定された人のメリットも違って、それぞれ指定された支援施策も違って、緩和処置も違うなど、いろいろなレベルの中で、この景観重要建造物がどういうものなのかを、1度確認した方がいいと思います。それは、単体に対する意見です。同時に、資料の指摘にあるように、景観という意味ではきちんと考えないといけません。これまでのものは、緩和処置にしても支援にしても、ほとんどが物に対する指定のはずです。今回は、景観的価値をどういうふうに見るかというときに、これまでは町家がつくる町並みという集合体の価値を前提にして指定してきました。今度は、1個、1個、場所によって、持っている景観的価値を位置づけないといけないため、私は個別審査でもいいのではないかなという気はしています。寺社関係が、町家のように場所が共通する町並みの価値の説明をするのは、今日の資料だけでも無理だというのはよく分かるので、個別に審査でもいいのではないかなという気はしています。

○座長：ほかに、何かございますか。

○委員：この話をしたら切りがないような気がします。そういう意味では、きちんと指定の順序といいますか、動機付けする必要があるだろうと思います。

○委員：上御霊神社さんのような事例があと幾つあるかということ、丁寧に受け止める必要があると思います。上御霊神社さんは、非常に大事な界わいであり神社ですよ。周辺では松ヶ崎はどうかとか、壬生も事例にありましたが、西に行くかどうかとか、車折神社も事例にありましたが嵯峨嵐山の外れではどうなのかなど、たくさん出てきます。京都らしい、文化遺産が散在しているところをどう捉えるかという、全市的な視点が必要です。

○座 長：京都市の場合には、景観法制定に先立っていろいろなことをしてきているので、新しいシステムの中で、どうふううまくそれを活用していくかという問題があるかと思います。ただ、景観重要樹木の指定が1本もない。

○委 員：とても寂しいと思います。樹木と建物の根本的な違いというか、樹木は生きているのでいずれ枯れるでしょうし、建物を長く残していくのと、樹木を長期的に保全するというのは、全然違う発想で見ていただくのが大事だと思っています。もちろん、今ある木を大事にしていくとか、今ある緑を大事にして切らないでおくという発想が基本にあるとしても、植え継いでいくとか、よりいい緑にするためにあえて切るとか、先ほどの風致のこととも関係しますが、風致としての緑の保全をするには、例えば下鴨神社の場合には水辺とのつながりがとても大事であるなど。緑が永遠にあるために、生きているものが枯れたりしながらも景観として続くための応援をする方法や、管理の方法などをセットで考えていくことが、よりいい樹木、風致のあり方だと思います。

○座 長：京都では単体として価値あるものがたくさんあることは、みんな知っています。しかし、景観的価値は周りの敷地などとの関係的価値だと思います。京都大学の増田友也先生は、日本の家は、むしろ庭が主であり、庭に建物が接していると考えてもいいと論じた『家と庭の風景』という大変素晴らしい本を書かれています。家という単体が、周りの庭やまちとどういうふうにつながっているのかをきちんと精査して、景観的な意味での基本となる景観重要建造物は、ある意味で結節点になるようなもので、そういう基準をきちんと選ぶと、本当の景観重要建造物の視点が出てくると思います。もちろん、ベースには文化財としての建造物というものがあるとしても、その関係性も文化財ですから、どのみちこの段階で検討するのであれば、そこへ踏みこまないといけないかなと感じます。

○京都市：すいません、今の先生方のご質問・ご意見に対して展開するつもりではなくて、上御霊神社のことを少し説明させていただければと思います。この上御霊神社を初めて寺社で景観重要建造物候補に挙げたのは、言葉は悪いですが、取りあえずの側面が強いです。それは、梨木神社のように、これまで当たり前であったものがなくなることが、目の当たりに起こってきたので、まず、できるところから手を付けていこうというのが発想の原点でした。今年は、この上御霊神社以外にも、あと2つ調査に入っています。そのうち上御霊神社は、工事も早く始めたいということで「取りあえず」という意味だったのです。その議論の中で挙げているのは、景観重要建造物は国の制度では物指定であり、景観重要樹木も物指定ということで、1本、1本、この木、この木という指定の仕方になっているということです。この上御霊神社を建造物や樹木で捉えるのかいいのかどうかという議論に

も及びました。また、これも「取りあえず」ですが、現在、景観重要建造物は、敷地での指定を実務的にはしています。つまり、敷地の中にある建物と庭は景観法で保護できるという考え方で、取りあえず実施しています。美観風致審議会の議論でも、景観保護においては史跡という考え方が確かにはないと指摘をいただきました。上御霊神社の森についても、もっと広い範囲に森があったはずであり、史跡指定なども当然、考えるべきではなかったのかというご意見もあり、私もそのとおりだなと思いました。いろいろ整理しないといけないところがありますが、敷地という単位で捉えることができることで歩み出しています。その中で、建造物や樹木を、景観上、どういうふうに表示していくのが良いのかが、まだ十分に整理できていませんし、まだそこまでできあがっていませんので、この場でもいろいろお知恵を頂きたいところです。

○座 長：おそらく、景観の場合はかなり公共性の問題が入ってくるため、建物の外の公共性の問題と私有制の問題とも深く関わってくるのではないかと思います。いずれにしても、時間も超過していますので、本日の議題としてはこれで終えたいと思います。

もし、後で何か思いつかれたことがありましたら、事務局の方へ一言でも二言でも出していただければと思います。本日も、数々のご意見が出てまいりましたので、事務局におかれましては、いろいろ宿題も出ましたので、しっかり対応していただければと思います。

(4) 閉会

ア 京都景観賞の案内

—了—